

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料の納付を証明する書類は無く、保険料を納付してくれた父親は既に亡くなっているが、母親は、父親が納付していたと言っているため、未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和45年1月から同年3月までの期間については、印紙納付と記録されている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和45年10月19日であることが確認でき、当該期間は過年度分となることから、印紙による保険料納付はできない期間であり、不自然な記録となっている上、保険料の過年度納付を行う際には、時効にかかっていない過去の保険料から順時、納付するのが自然であることを踏まえると、申立期間当時、行政側における事務処理が適正に行われていなかった可能性が考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親（死亡）は、自治会役員を長きにわたり経験しており、申立人の父親自身は、死亡前の2か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の母親も自身の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人世帯の国民年金制度についての理解及び保険料の納付意識は高かったものと考えられ、中学卒業後から家業のA店で働いていた申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に、資格喪失日に係る記録を45年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年8月2日まで  
申立期間、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。  
当時一緒に勤務していた同僚の名前を覚えているので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における仕事内容や元同僚に関する供述が、具体的かつ正確であるとともに、当該事業所の元役員、上司及び複数の同僚が、申立人は昭和44年11月ごろにB業務担当として入社し、当該事業所が適用事業所ではなくなった45年8月2日まで勤務していた旨証言していることから判断して、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、B業務に従事していた複数の同僚には、入社時以降、退職時に至るまで当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当時の事務統括者は、「男性は、すべてC職及びその養成要員で、正社員として採用し、全員、社会保険に加入させていた。」と証言しており、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と、社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数もおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の元役員は、不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から45年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年9月まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和58年4月から59年9月までの国民年金保険料の納付が確認できなかった旨の回答を受けた。亡き母親が私の国民年金保険料を支払ったと言っていたことを父親が記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月14日に払い出され、58年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間のうち、58年4月から同年6月までの期間については、その時点で、時効により保険料納付できない期間である上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その手続をしたとする申立人の母親は既に死亡している上、保険料を納付したとする申立人の父親は、納付金額、納付時期等に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるため保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から63年12月まで  
社会保険事務所(当時)に納付記録を照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間のうち昭和54年1月から58年7月までの期間については、亡くなった父親が保険料を納付してくれ、また、その後の同年8月から63年12月までの期間については、元妻が、町役場又は私の住所地を担当していた国民年金保険料徴収員に納付するか、免除申請していたと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から、平成元年5月31日に払い出され、A市が作成した国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳から、昭和61年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立期間のうち、54年1月から61年3月までの期間については、被保険者資格が無く、同年4月から62年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出日時時点で、制度上、時効にかかっているため、共に保険料を納付できない期間である上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び、申立期間のうち、昭和54年1月から58年7月までの保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡している上、申立期間のうち、58年8月から63年12月までの保険料を納付したとする申立人の元妻からは、納付状況等について聴取することができず、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号についても、申立人と同日の平成元年5月31日に払い出され、当該期間について申立人と同様に保険料の納付記録が無い。

さらに、申立人の父親及び申立人の元妻が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳及びA市が作成した申立人の国民年金被保険者名簿における被保険者資格の取得日は昭和 61 年 4 月 1 日と記録されているところ、オンライン記録では、64 年 1 月 1 日と記録されており、異なっていることが確認できるものの、それぞれの記録において確認できる申立人の申立期間に係る国民年金の納付記録は同一である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から51年7月まで  
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

昭和60年4月、元夫と離婚した際、義父から、結婚後、ずっと国民年金に加入し、保険料も納付しておいたと言われたことを記憶しており、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和51年9月27日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録では、初めて被保険者となった日として同年8月18日(昭和47年1月の結婚時の住所地であるA県B市からC県D市に転入した日)と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

なお、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金欄に、初めて被保険者となった日として昭和45年\*月\*日と記載されており、申立人の元夫の父が、結婚を機に申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張している。しかし、同手帳の住所欄には62年4月に再び転居した住所地のみが変更後の住所として記載されていることから、同手帳は51年以降に再発行されたもので、この際に申立人の20歳到達日である45年\*月\*日を被保険者となった日として追記した可能性が高い。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、仮に申立期間が国民年金被保険者期間であったとしても、同手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は加入手続や保険料

納付に直接関与しておらず、申立人の元義父も既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から48年11月まで

親方の家に住み込んで勤務していたとき、国民年金の保険料は親方が自分達の分と一緒に集金人に納めてくれていたはずである。一緒に住み込みで勤めていた同僚には住み込み期間中の納付記録があるのに、私だけ納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月23日に払い出され、同年3月26日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、勤務先の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時、申立人と共に事業主宅に住み込み、その期間の国民年金の保険料が納付済みである同僚3人の記録を確認したところ、うち二人の同僚は、住み込み期間中の保険料が後に特例納付されたものとみられることから、住み込み期間中は、保険料の納付が無かったと考えられ、残る一人の同僚は、その所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の検認印の日付に、規則性が認められないことから、申立人が主張するように、事業主夫婦が自らの分と合わせて3か月ごとに集金人に保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の元勤務先の事業主の記憶は曖昧である上、当該事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告

書等)は無く、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで  
当時、国民年金制度が始まったため、義母と一緒に保険料を納めていたの  
で、未納とされていることに納得できない。家計簿にもきちんと記録が残っ  
ているので、確かめてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和36年10月及び同年11月の家計簿には、それぞれに国民年金保険料として150円が支出された旨の記載があるものの、申立期間当時の国民年金保険料は35歳未満が100円、35歳以上が150円であるところ、当時、申立人は35歳未満であったことから、当該家計簿に記載された国民年金保険料は、申立人の保険料と推認することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間について、保険料が納付されたことを示す検認印が無いままに印紙検認台紙が切り離され、切り取り線上に割印が押されていることが確認できることから、同年度は未納として適正に事務処理されたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 723

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月30日から22年11月30日まで

私は、A社に在職中の昭和19年4月に、軍に召集され、終戦後はBの捕虜収容所に収容されていたが、22年11月に復員したと記憶している。復員した際、同社から継続して勤務するかどうかについて聞かれ、退社の意思を示したところ、まとまった金品を受け取った記憶があることから、復員時点まで厚生年金保険の被保険者期間が継続しているはずであるが、申立期間について記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「終戦後、昭和22年11月に復員したと記憶している。復員後1か月ほど経過してから退社の意思を示した。」と供述しているが、C県発行の軍歴証明書によると、申立人は、臨時召集により19年3月28日に陸軍に応召され、21年12月7日に復員していることが確認できる。

また、国の所管局が保管する申立人に係る除隊召集解除者連名簿等、複数の軍歴関係資料によると、申立人のE港への上陸帰還日が昭和21年12月5日と記載されていることが確認できることから、上記の復員後1か月ほど経過してから退社の意思を示したという申立人の供述内容は、これらの申立人の復員時期に係る記録、及びオンライン記録の申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録とおおむね符号している。

さらに、A社は、「申立期間当時の従業員に関する人事記録や社会保険加入記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月ごろから27年1月1日まで

A社には、B営業所の社員として昭和26年8月ごろに採用され、C取扱いの知識を習得するために、当初はD地にあるE施設で勤務した。その後、同年12月に、E施設を併設するB営業所の建物が完成したので、私を含めて6人が同営業所で勤務を始めた。

しかしながら、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和27年1月1日となっており、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして、被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿によると、申立人の入社日は、昭和26年11月12日と記録されており、申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、申立人が少なくとも同年11月12日以降、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとしていたことがうかがえるところ、同社が保管する給料計算書によると、申立人に係る厚生年金保険料が控除された最初の月は、昭和27年1月と記録されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する同社B営業所の同僚についても、当時の所長及び昭和26年12月30日に退職した者を除く同僚3人の被保険者資格の取得日は27年1月1日であり、当該同僚3人に係る給料計算書によると、申立人と同様に、厚生年金保険料が控除された最初の月は、同年1月であることが確認できる。

さらに、申立人が当初勤務したとするD地のE施設の同僚は、「私の入社は昭和26年11月だったが、申立人と私のどちらの入社が早かったかは、はっ

きりと覚えていない。申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除に関しては全く分からない。」と供述している。

加えて、申立期間に勤務していた従業員は、「当時、試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。その期間は一定ではなかったと思う。私は入社 10 か月後から厚生年金保険の加入記録がある。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間において、申立てに係る事業所とは別の事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 11 日から 38 年 5 月 10 日まで  
② 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 3 月 17 日まで

A社に昭和 37 年 6 月 26 日から 38 年 10 月 10 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C社に 44 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元役員及び当時の経理担当者は、「申立人のことをはっきりとは覚えていない。おそらく正社員ではなく、臨時社員として勤務していた人だと思う。当時は人の出入りも激しかったので、いったん退職して、再度入社する者も多かった。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚も、「申立人のことをはっきりとは覚えていない。申立人が申立期間も継続して勤務していたかどうかは、分からない。」と証言している。

さらに、当時、A社が加入していたB健康保険組合は、「当時の資料が残っておらず、申立人が、申立期間において、健康保険に加入していたかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、A社に対して、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社の当時の事業主及び経理担当者は、「申立人は日給制で働いており、季節労働者であった。冬場は雪が多く、屋外で仕事をすることができないため、従業員をいったん退職させていた。申立人は、申立期間に勤務しておらず、失業保険の給付を受けていたと思う。」と証言している。

また、当時の複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間②も継続して勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間②における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。